



鳥取県公報

平成17年11月18日(金)
号外第186号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部を改正する規則 (114) (文化政策課) 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成18年4月1日から、倉吉未来中心に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立倉吉未来中心管理規則（以下「規則」という。）で規定されていた倉吉未来中心の利用時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) 倉吉未来中心を利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定するほか、所要の規定の整備を行う。

2 規則の概要

- (1) 倉吉未来中心の施設のうち、県が直営する男女共同参画センターについて、利用時間、休館日、利用手続等を整備する。
- (2) 倉吉未来中心においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
 - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
 - イ 物品の販売を行うこと（物品の販売を伴う利用のために利用の許可を受けた場合を除く。）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

規 則

鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立倉吉未来中心管理規則（平成13年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(センターの利用時間)</p> <p>第2条 <u>鳥取県男女共同参画センター</u>（以下「センター」という。）の利用時間は、<u>午前9時から午後7時まで</u>とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、<u>臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 <u>倉吉未来中心</u>の利用時間は、<u>次のとおりとする。</u>ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、<u>臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>大ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室及びセミナールーム</u> <u>午前9時から午後10時まで</u></p> <p>(2) <u>鳥取県男女共同参画センター</u>（以下「センター」という。） <u>午前9時から午後7時まで</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる施設以外の施設</u> <u>午前8時30分から午後10時まで</u></p> <p>2 略</p>
<p>(センターの休館日)</p> <p>第3条 <u>センター</u>の休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を倉吉未来中心の施設内に掲示する等して周知しなければならない。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 <u>倉吉未来中心</u>の休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。</u></p>
<p>(センターの施設の利用の申込み)</p> <p>第4条 <u>センターの施設を利用しようとする者は、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の方法の欄に定める方法により、同表の受付期間の</u></p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第4条 <u>条例第3条の規定による許可</u>（以下「利用許可」という。）<u>を受けようとする者は、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の方法の</u></p>

欄に定める受付期間内に知事に申し込まなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、受付期間以外の期間においても申し込むことができる。

区分	方法	受付期間
1 ミーティング室	専用利用	別記様式による申込書の提出 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6月前から当日まで
	一般利用	口頭による申込み 利用日の6月前から当日まで
2 1以外の施設	口頭による申込み	利用日の6月前から前日まで

(センターの利用通知等)

第5条 知事は、前条の規定によりセンターのミーティング室の利用(専用利用の場合に限る。)の申込みがあったときは、当該利用の可否について通知するものとする。

- 2 センターのミーティング室を専用利用する者(以下「専用利用者」という。)は、知事の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。
- 3 専用利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

欄に定める方法により、同表の受付期間の欄に定める受付期間内に知事に申し込まなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、受付期間以外の期間においても申し込むことができる。

区分	方法	受付期間		
1 センター以外の施設	(1) 大ホール、小ホール(可動席を使用する場合に限る。)楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム及び団体事務局サロン	様式第1号による申込書の提出	利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の1年前から7日前まで	
	(2) (1)以外の施設	様式第1号による申込書の提出	利用日の6月前から前日まで	
2 センターの施設	(1) ミーティング室	専用利用	様式第1号による申込書の提出	利用日の6月前から当日まで
		一般利用	口頭による申込み	利用日の6月前から当日まで
	(2) (1)以外の施設(子供室を除く。)	口頭による申込み	利用日の6月前から前日まで	

(利用の通知等)

第5条 知事は、センターのミーティング室(専用利用の場合に限る。)又はセンター以外の施設を利用しようとする者に対して利用許可をしたときは、様式第2号により通知するものとする。

- 2 前項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、同項の通知書を提示しなければならない。

(施設設備の滅失等の届出)

第6条 倉吉未来中心を利用する者は、倉吉未来中心の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を次に掲げる者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(1) センターの施設設備を滅失し、又はき損したとき 知事

(2) センター以外の施設設備を滅失し、又はき損したとき 指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)

(センターの子供室の利用条件)

第7条 略

(利用許可の変更)

第6条 利用者は、利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用許可の変更に準用する。

(利用の辞退の届出)

第7条 利用者は、利用許可に係る施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の滅失等の届出)

第8条 利用許可を受けた者は、倉吉未来中心の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第9条 利用者は、倉吉未来中心の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(センターの子供室の利用条件)

第10条 略

(利用料金の減免)

第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 大ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。)のために利用するとき 施設利用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。)

第5号から第7号までにおいて同じ。)の2分の1の額への減額

(2) 大ホール又は小ホール(可動席を利用する場合に限る。)を専ら練習又は準備のために利用するとき 施設利用料の別表に定める額(文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用する場合にあっては、同表に定める額の2分の1の額)への減額

(3) 財団法人鳥取県文化振興財団が利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

(5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額

(7) 公益を目的として設置された団体で、県が出資し、又は補助金を交付しているものが、団体事務局サロンを利用するとき 施設利用料の知事が別に定める額への減額

2 条例第9条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、様式第5号による利用料金減免申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 利用者が既に収めた利用料金（以下「既納利用料」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、それぞれ当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納利用料の全額

(2) 利用者が、利用日の7日前（大ホール、小ホール（可動席を利用する場合に限る。）、楽屋、楽屋事務室、スタッフルーム及び団体事務局サロンの利用にあつては、1月前）までに、第7条の規定による利用辞退届出書を提出したとき 既納利用料の2分の1の額

(3) その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

2 既納利用料の還付を受けようとする者は、様式第6号による利用料金還付申請書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、倉吉未来中心の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(行為の制限)

第8条 条例第8条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、倉吉未来中心の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと（物品の販売を伴う利用を目的として条例第7条第1項の許可を受けた場合を除く。）。

(権限の委任)

第9条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

第2条 鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部を次のように改正する。
別表を削る。

様式第1号を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

鳥取県男女共同参画センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申込者 住 所

（団体にあっては、所在地）

氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり鳥取県男女共同参画センターを利用したいので、申し込みます。

利用の目的（催物の内容）	
利用施設	鳥取県男女共同参画センター ミーティング室
利用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用人数	人
設備の利用	有 ・ 無
その他の事項	
会場責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

様式第2号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

